

6月1日から「自転車運転者講習制度」が施行されます

「危険行為」を反復して行った方に講習受講が命じられます。

■「危険行為」を反復して行った自転車利用者は、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

■受講命令に従わないで講習を受けなかった方は処罰されます。

※講習の対象となる違反行為（危険行為）は、交通切符（赤切符）で検挙されるなど、処罰の対象になった方に限ります。

※講習時間は3時間、講習受講額（標準額）は5,700円。

※講習受講を命じる基準の詳細は、各都道府県で決められます。

※ただし、14歳未満の子どもは処罰の対象にならないため、講習の対象外です。

講習の対象となる主な違反（危険）行為

危険行為1 右側通行（逆行）するなど、通行場所のルールを守らない

①道路（車道）を右側通行（逆走）する

②道路右側の路側帯、歩行者用路側帯を通行する

③「通行可」を示す標識などがない歩道を通行する

※13歳未満または70歳以上の人や体の不自由な人が運転する場合、道路の工事中や、道幅が狭くて車が多いなど、車道通行が危険な場合は通行できません。

④安全地帯や立入り禁止部分を通行する

自転車通行可



標識



道路標示

危険行為2 歩道・路側帯通行中、「歩行者優先」のルールを守らなかった

①徐行しないで歩道を通行する

②歩道で、車道寄りの部分（通行指定部分があるときはその部分）を通行しない

③歩道にいる歩行者の通行を妨げそうなときに、一時停止しない

④路側帯で、危険な運転により歩行者の通行を妨げた

危険行為3 「一時停止」の標識がある交差点で一時的停止しない

危険行為4 信号に従わないで通行する

危険行為5 「通行禁止」の道路を通行する

危険行為6 しや断機が閉じた踏切に入った（警報機が鳴っている時を含む）

危険行為7 ブレーキがない自転車を運転した

ブレーキがない自転車とは、後にブレーキを備えていないトラック競用の自転車です。ブレーキが所定の安定基準を満たしていない場合を含みます。

危険行為8 酒酔い運転（酩酊状態）をした

危険行為9 不適切な運転操作や、安全確認をせず事故などの危険を招いた（安全運転義務違反）

携帯電話の使用や傘差し運転など十分な安全確認をしないで運転などをして、適切な運転操作や安全確認などを怠った結果、交通事故などを招いた場合に適用されることがあります。

罰則（危険行為順）

1 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

2 2万円以下の罰金または料

3 3月以下の懲役または5万円以下の罰金（過失10万円以下の罰金）

4 5万円以下の罰金（過失同じ）

5 5万円以下の罰金（過失同じ）

6 3月以下の懲役または5万円以下の罰金（過失10万円以下の罰金）

こんな行為もルール違反です！

自転車運転者講習の対象にはなりませんが、危険な行為として道路交通法で禁止されており、処罰の対象です。

◆二人乗りの



◆並進



◆無灯火



罰則 2万円以下の罰金または料
5万円以下の罰金（過失同じ）

© S i G N A L 0 3 5 1 0 2 P 1
8 5 3 (チラシ) より転載